

事業番号	04 03 02	事業改善シート(27年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 当初要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	公正取引確保事業			担当課	部局	県民文化部	
					課・室	暮らし安全・消費生活課	
					E-mail	kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp	
総合5か年計画	プロジェクト	4-2 県民生活の安全確保		実施期間	S46 ~		
	施策の総合的展開	3 消費生活の安定と向上					

### 1 事業の概要

目指す姿	<p>○事業者と消費者との取引について、関係法令等に基づき監視、指導、立入検査等を実施し、消費者被害の未然防止を図る。</p> <p>○多重債務問題に対する相談・啓発を実施し、救済と発生防止を図る。</p>
現状(予算編成時)	<p>○事業者と消費者の間には情報の質・量及び交渉力に格差があり、不当な勧誘等により、取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあることから、その実態把握に努めるとともに、各消費生活センターとの連携により、効果的な事業者指導に努めている。</p> <p>○家庭用品や消費生活用製品の安全性や品質に係る表示の立入検査については、市と連携した検査を実施し、不適正な表示に対する指導を徹底していく。(平成24年度から、市に所在する店舗については市へ権限移譲)</p>

県が関与する理由	<p>県でなければ実施不可(法令等義務)</p> <p>県民との協働による実施: 実施は困難</p> <p>【左記の説明、根拠法令等】 関係法令等に基づき県の事務を実施する 消費者基本法、消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、長野県消費生活条例、多重債務問題改善プログラム、行政事務臨時嘱託員設置要綱、地方消費者行政活性化交付金交付要綱、地方消費者行政活性化基金管理運営要領等</p>
----------	--

成果目標・事業内容	① 成果目標(H27)				
	<p>○消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法の規定による立入検査を実施する。(設定理由:過去の検査実績を勘案して設定)</p> <p>○多重債務に関する解決方法の助言・専門機関への誘導を行うとともに、相談窓口や解決方法の周知・啓発を行う。また、多重債務者無料相談会を開催する。</p>				
	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H27事業実績	H27(当初)	H27(決算)
1.事業者指導の強化	直接	・訪問販売等に係る不適正な取引を行う事業者に対する指導の強化(不当取引調査員及び事業者情報調査員の配置) ・虚偽・誇大な表示・広告、過大な景品による顧客誘引を防止するための監視・指導	5,337	5,199	5,209
2.製品の安全確保・危害防止	直接	・消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法に基づく販売事業者への立入検査	0	0	0
3.多重債務者対策事業	直接	・多重債務者対策協議会の運営 ・弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備 ・若者向け啓発資料の作成・配布	216	196	216
合計			5,553	5,395	5,425

事業コスト	区分(単位:千円)	25年度	26年度	27年度	28年度
	前年度繰越				
	当初予算	5,303	5,325	5,553	5,425
	補正予算				
	合計(A)	5,303	5,325	5,553	5,425
	一般財源	2,407	2,413	2,431	2,542
	県債				
	国庫支出金			2,613	2,646
	その他	2,896	2,912	509	237
	決算額(B)	5,234	4,974	5,395	
概算人件費	職員数(人)	4.00	4.20	2.50	2.70
	概算人件費(C)	33,032	34,684	20,690	22,345
	概算事業費(B(A)+C)	38,266	40,009	26,243	27,770

成果目標の達成状況					
項目	H26末(実績)	H27			H28目標
		目標	成果	達成状況	
消費生活用製品安全法による指導等立入検査店舗数	156店舗	150店舗	159店舗	達成	150店舗
家庭用品品質表示法による指導等立入検査店舗数	222店舗	185店舗	301店舗	達成	185店舗

目標に対する成果の状況	<p>平成24年度から消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法(家表法)に基づく立入検査権限が市へ移譲されたが、県が町村部において実施している立入検査については、実施要領を策定し、計画的に実施している。</p> <p>家表法では、指定されている対象品目が90品目あり、年度ごとに検査する品目をなるべく変えるようにしている。対象品目により取扱店舗数に差があるため、年度によって検査店舗数にバラツキが生じることがあるが、平成27年度は目標数を大幅に上回る事ができた。</p>
-------------	--

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<p><input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施</p> <p>消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査が未実施である市に対し、立入検査のノウハウ等についてアドバイスするなど、必要な支援を行う。</p> <p>悪質事業者に対する指導体制の強化のため、不当取引調査員・事業者情報調査員を活用し、必要な行政指導や行政処分を行い、消費者取引上のトラブルの未然防止を図る。</p>
--------------------	---